

議員バッジを付けただけで偉くなれるわけではない

近頃、自治体の議員による職員へのハラスメントの事例が多く報告され、深刻な問題となっている。

9月定例会での朝来市創生の会代表質問において本市の実状を確認したところ、議員による市職員へのハラスメントと受け取れる言動が多々あることが明らかになった。議会の委員会等において長時間にわたり拘束された事案や、強い口調で叱責を受けた事案など、受け止め方によっては**パワーハラスメントに当たる可能性のある事案を確認している**とのことであった。

職員が、議会对応について、日頃から過度のストレスを感じながら業務に当たっていることがうかがわれ、これが管理職登用への障害（特に女性職員が管理職を目指せない障壁）になっているおそれもある。

職員に対する議員のハラスメント行為は、職員の心身の健康を害して業務の遂行に支障をきたし、ひいては市政の効率的運営や信頼性にも重大な影響を及ぼす可能性がある。職員の人権に対する侵害行為であると同時に、市民に行政サービスを提供する市役所の機能を毀損する行為であり、個人の尊厳の確保と

社会政策の両面から、厳しく対策を講じることが要請される。もはや議会改革以前の問題であって、議員は、職員の人格を尊重し、ハラスメント行為を厳に自制しなければならない。

そもそも議員と職員は、一定程度の緊張関係を保つ必要があるとは言え、同じ地方公務員として、住民福祉の向上という共通の使命を担うパートナーである。ハラスメントはこの関係性を壊す行為であり、この関係性に思い至らず、「**議員が上の立場**」という間違っ**た認識をし、それを態度に表わす議員がいる**ということである。もはや自浄作用に期待するだけでは足りず、法的・制度的な対策が必要だと考える。

朝来市創生の会は、現在、「**(仮)朝来市議会ハラスメント防止根絶条例**」の制定を提案し、**議員の行為を法的に律していく**ことを目指している。市議会にはハラスメント行為を防止するためのルールや相談体制を整備し、問題事案が発生した場合には適切に対処する責任がある。全ての議員の賛同を強力に求めていく。

ご意見を聞かせてください

議員定数について

朝来市創生の会は、市民の皆様のために議会はどうあるべきかについて、調査研究を行っています。

そのうち、「**常任委員会（広聴広報常任委員会を除く）制度**」については、現在の制度設計を見直し、所管を2つの委員会に整理集約し、委員の質性、会議の充実・効率性を確保する提案を、8月発行の本紙第7号で報告しました。またその結果として、議員定数の削減も考えられることとお知らせしたところです。

議員定数については、各自治体の判断に基づき条例で自由に定めることとされており、本市では18人と

なっています。同じような人口規模であれば、必要とされる議員数に大きな違いはないとの見地から、**人口2万5千人以上3万人以下の全国の市議会を見ると、定数の平均は16.45人（令和4年12月末時点／全国市議会議長会調査）、県下では相生市が14人**です。今後、皆様のご意見を参考に議論を進めたいと考えています。**右のQRコードからアンケートへのご協力をお願いします。**

※自由記載欄を除き、回答に要する時間は1～2分です。



朝来市創生の会

会員議員は
成長環境を保持し
議員としての
当たり前の努力を
惜しまず
議会活動の充実を
目指します



森下 恒夫



嵯峨山 博



藤原 正伸



松井 道信

政治倫理審査会は政治倫理基準に違反する行為の存否を客観的立場で審査し明らかにするための機関なのだが・・・

給食センターで使用する野菜の購入に関する協議の場に議員が同席していたことについて、議員倫理条例に違反するとして政治倫理審査会が開かれている。市議会にとって**非常事態である**。市議会は、公正で開かれた民主的な市政の発展に責任を持たなければならない。政治倫理審査会によって議会の透明性を高めて説明責任を果たし、失墜した市民の信頼を回復しなければならない。

ところがである。政治倫理審査会を傍聴した市民から批判が届いている。市議会意見箱に寄せられた意見で、審査会の設置及び構成、並びに運営について疑義を申し立てられている。（意見箱に提出された意見は公表する取扱が原則であるが、10月20日現在、未だ公表されていない。）

審査会の設置に係る手続及び審査会の委員選任プロセスは、既定の要件（その実質的妥当性はさておき）を充足しており、形式的に問題はないと考える。

しかし、一番肝心の審査会の会議の運営に関しては、全く意見が指摘されるとおりであり、審査会が期待される役割を果たしておらず問題である。

審査会の委員が関係者を詰問したり批判することは、感情的な対立や紛争を引き起こすばかりで、事実関係の解明に役立たない。委員長には審査会の公正さや信頼性を保つために不適切な発言や行為を制止し、注意する権限と責任があるが、必要な対応がとられていない。かかる会議の混乱を、我が会派所属の委員も修正できなかったことは、慚愧の念に堪えない。また、真相解明のために必要な証人にあたる関係者の事情聴取を求めたが、否決されたことは誠に不本意である。

議員の政治倫理は、市民の信頼や評価に直結する重要な問題であり、予断や偏見をもって調査に当たることは、対象者の人権や名誉を侵害するだけでなく、審査会自体の信頼性や権威性を損なうことにもなる。審査の経過や方法、判断は、市民の批判に耐えうるものでなければならない。必須の関係者からの事情聴取によって事実認定のための証拠を収集し、委員間の協議によって収集した証拠に基づいて事実を認定し、委員間の討議によって倫理基準違反の有無を決定する流れが担保されていない限り、**審査会の会議に（従ってその結論にも）正当性を見いだし得ない。**

決算認定と議案審査

第13回定例会（令和5年9月）対応

9月定例会の主題である決算認定は、行政効果を客観的判断し、今後の改善事項を把握するために行いますが、審査を通して市の財政状況を市民の皆さんにお知らせする重要な意義もあります。

令和4年度決算に係る監査委員からの審査意見書では、一般会計、特別会計、公営企業会計のいずれにおいても、決算に誤りのない旨が報告されています。

一般会計における歳入のうち、市税は予算より増額の約44億円で、前年度比も僅かながら伸びています。収入未済額、滞納繰越分も減っており、徴収状況は概ね良好です。国県支出金は予算より減額の約41億円。新型コロナ対応等の臨時的交付金・補助金の減少や道路メンテナンス事業等一部事業の繰越に因る影響です。市債は予算から大幅減の約5.8億円で、市営住宅整備や学校整備等に係る起債の減の他、臨時財政対策債の減に因るもので、財政構造の強化に寄与します。

歳出に関しては、不用額が前年度比3.1%減の約14億円で、予算現額の6%です。前年度増加した人件費は0.5%減少して約36億円（尚、ラスパイレ

指数は96.6（神戸市を除く県内市町平均は99.1））となっています。物件費が増加しており、前年度比15.3%増の約33億円。物価高騰対策や情報システム整備等の市民サービスに係る事業の委託料の増加に因るものです。

公有財産のうち、不動産は土地、建物共に微増しており、**行財政改革の基本方針である総量縮減の動きは未だ見えません**。基金は、一般会計で約3%増、特別会計で約13%増、全体で3.6%の増加。

実質収支は予算比約2%の約4.9億円。単年度では赤字ですが、前年度純繰越額は上回っています。経常収支比率は前年度から3.4ポイント悪化して89.0%になっており、公債費比率は改善しているものの、**財政の弾力性については注意が必要です**。

* * * * *

第4次行財政改革大綱に基づいて、自主財源の確保及び受益者負担公平の確保を目的として、公の施設の使用料及び行政サービスに係る手数料の額を見直し、適正化するために、関係条例の整備等に関する条例を審査、可決しました。

